

ハイフォン市人民委員会

\_\_\_\_\_  
No:859/UBND-VX

ベトナム社会主義共和国  
独立 - 自由 - 幸福

\_\_\_\_\_  
ハノイ市、2021年2月7日

COVID-19 防止対策に関する内容の調整・追加について

宛先：各局、業、団体、市内の社会・政治の組織  
各区・郡・町・村・房の人民委員会

2021年2月5日、ハイフォン市の人民委員会は、市内の COVID-19 防止対策に関連する幾つかの内容を指導する通知書 58/TB-UBND を公布した。

実状に適応するため、ハイフォン市の人民員会は、以下のとおり幾つかの内容を調整・追加した：

ハイフォン市を出入りする市民について：

- 村レベルの人民委員会の証明書を提出必要がない。
- ハイフォン市の入り口にある検問所において医療申告を行い（その中に、ハイフォン市を出入る理由、移動歴を明記しなければならない）；村・房における COVID-19 防止対策の観察部隊において医療申告を行い、申告した内容について法律上の責任を負い、規定に従って COVID-19 防止対策を厳格に実施しなければならない。

人民委員会は、各局、業、団体、市内の社会・政治の組織、各区・郡・町・村・房の人民委員会が実施するため、上記を通知する。

人民委員会の代理  
事務局長

ファム・フン・フン